省　令

○環境省令第十七号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第十二条第一項第一号及び第二号の規定に基づき、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年六月十五日

環境大臣　細野　豪志

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項の表中「平成十九年九月十五日から平成二十四年九月十四日まで」を「平成二十四年九月十五日から平成二十九年九月十四日まで」に改め、同条第二項の表マガモ（アナス・プラテュリュンコス）、カルガモ（アナス・ポエキロリュンカ）、コガモ（アナス・クレカ）、ヨシガモ（アナス・ファルカタ）、ヒドリガモ（アナス・ペネロペ）、オナガガモ（アナス・アクタ）、ハシビロガモ（アナス・クリュペアタ）、ホシハジロ（アイテュア・フェリナ）、キンクロハジロ（アイテュア・フリグラ）、スズガモ（アイテュア・マリラ）及びクロガモ（メラニタ・ニグラ）の項中「網を使用する場合にあっては、」を「（ただし、網を使用する場合にあっては、）」に改め、「二百羽」を「合計して二百羽」に改める。

○財務省告示第二百十五号

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十八条第二項第二号及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第三十七条第三項第二号の規定に基づき、寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件（昭和四十年五月大蔵省告示第百五十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年六月十五日

財務大臣　安住　淳

別表に次のように加える。

宗教法人大照院（山口県萩市大字椿四一三二番地）	重要文化財として指定されている宗教法人大照院の建造物の保存修理の費用	平成二十四年六月十五日から平成二十五年六月十四日まで

○国税庁告示第二十号

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十号）附則第九条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第八項の規定に基づき、同条第三項に規定する認定特定非営利活動法人を公示する件（平成十三年国税庁告示第十号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年六月十五日

国税庁長官　川北　力

別表に次のように加える。

法人の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	認定の有効期間
特定非営利活動法人あきたスギッチファンド	秋田県秋田市上北手荒巻字堺切二四番地の二	菅原　展子	平成二十四年六月十六日から平成二十九年六月十五日まで
特定非営利活動法人おやじ日本	東京都渋谷区宇田川町五番二号渋谷区役所神南分庁舎三階	竹花　豊	平成二十四年六月十六日から平成二十九年六月十五日まで
特定非営利活動法人行徳野鳥観察舎友の会	千葉県市川市福栄四丁目二七番二号原島方	東　良一	平成二十四年六月十六日から平成二十九年六月十五日まで

○農林水産省告示第千五百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年六月十五日

農林水産大臣　郡司　彰

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和三十五年八月二十六日農林省告示第八百号

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年六月十五日

農林水産大臣　郡司　彰

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和三十五年八月二十六日農林省告示第八百号

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山形県庁並びに鶴岡市役所及び庄内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年六月十五日

農林水産大臣　郡司　彰

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十四年九月十五日より施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

告　示

○法務省告示第二百三十八号

大阪市西区役所保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成二十四年六月十五日

法務大臣　滝　実

大阪市港区九條中通一丁目五十八番地　西條慶五郎

○法務省告示第二百三十九号

福島県田村市役所保存の次の除籍が滅失した。

平成二十四年六月十五日

法務大臣　滝　実

福島県田村郡七郷村大字堀越字平前百二十六番地　佐藤　亀吉

○法務省告示第二百四十号

秋田県北秋田市役所保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成二十四年六月十五日

法務大臣　滝　実

秋田県北秋田郡森吉町桂瀬字岩堂上岱六十三番地　鈴木　豊吉

一一まで、四四の一三から四四の一七まで、四四の二五四から四四の二六三まで、四四の二七八、四四の二九一、四四の二九九、東田川郡庄内町狩川字大堰台八の二、八の三、八の一一八から八の一二〇まで、八の一二二、八の一二三、八の一二九、八の二〇七、清川字花崎一六六、一六六の七、一六六の一三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大堰台八の二、八の一一八から八の一二〇まで、八の一二三、八の一二九、八の二〇七

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山形県庁並びに鶴岡市役所及び庄内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年六月十五日

農林水産大臣　郡司　彰